

社会福祉法人  
世田谷区社会福祉協議会

令和6年度 第1回評議員会

議 事 録

令和6年6月27日



社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会  
令和6年度 第1回評議員会議事録

1. 開催通知年月日

令和6年5月24日（金）

2. 開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年6月27日（木）午後2時00分～午後3時40分

(2) 場 所 世田谷区南烏山6-2-19 烏山区民会館集会室

3. 評議員現員数

62名（令和6年5月18日現在）

4. 出席評議員数及び氏名

(1) 出席評議員数 40名

(2) 氏名

世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域
北野 康子	重田 朗子	増田 キヨ子	吉川 百合子	島田 益吉
大久保 梢	滝澤 葉子	染野 和夫	石井 優子	宮坂 公子
山崎 和則	松尾 照子	清水 益子	妹尾 廣子	安藤 正一
安土 美智子	狩野 千賀子	矢嶋 禮子	原島 二三代	山本 伸子
村上 知恵子	河野 清	前田 美智子	岡 幸子	杉田 紀子
滝嶋 秀夫	増山 晶一	野村 君子	荒川 和茂	
高木 照子	大塚 紀子	鎌田 嘉次		
須藤 和代	中村 佳壽子	黒木 勉		
谷崎 茂保	上田 啓子			
吉岡 榮子	杉山 真生子			
高橋 直之				

(3) 欠席評議員氏名

富澤美智代、芳澤容子、西垣禮子、香西裕子、岡庭茂行、山口美恵子、都崎裕子、藤原成義、池田紀明、豊田和江、粕谷孝一、小島和子、高橋聡子、高橋節子、榎本善子、杉田春義、吉岡靖之、丸山晴男、安藤久信、石井敏春、福田公英、原島十一

(4) 役職者、監事出席者氏名

役職者：吉村俊雄、鈴木賢治、岡崎克美、高橋和夫、

監事：近造廸夫、板谷雅光、丹羽克裕

## 5. 議長

山崎和則評議員

## 6. 決議に特別の利害関係を有する評議員 該当なし

## 7. 議題

### ①決議事項

議案第1号 令和5年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

### ②報告事項

- (1) 令和5年度事業報告について
- (2) 予算の流用について
- (3) 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定について
- (4) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正等について
- (5) 役員等賠償責任保険契約の決定について
- (6) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員の選任について
- (7) 第22回地域福祉推進大会について
- (8) 令和5年度世田谷区社会福祉協議会会員会費の実績について

### ③その他

- (1) 5分でわかる！世田谷区社会福祉協議会リーフレットについて
- (2) CSW 実践報告集～「参加支援」による地域づくり～（冊子）の配布について
- (3) 令和6年度事業計画・予算書（冊子）の配布について
- (4) 令和6年度理事会・評議員会等スケジュールについて

## 8. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後2時00分、長岡事務局長より議長が決まるまでの間、進行を進める旨を周知し事前配布資料の確認をした後、今回の評議員会開催に関する経過について報告をした。評議員総数62名のところ、40名の出席により評議員会が成立していることを確認後、長岡事務局長が開会を告げた。その後、事務局より、評議員会の召集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するかの確認をした結果、本日の議案について該当する評議員はいない旨が報告された。

続いて、出席評議員の互選により、議長の選出を行い、山崎和則評議員が議長に就任した。

また、議長より、谷崎茂保評議員と吉岡榮子評議員が議事録署名人に指名され、出席評議員の了承を得た。

## (1) 決議事項

### 議案第1号 令和5年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

令和5年度事業報告(案)及び令和5年度決算報告書（計算書類・財産目録）(案)について、長岡事務局長、雨宮総務課長から説明があった。また、監査報告書に基づき、監査の結果について、丹羽監事から報告があった。

令和5年度事業報告・決算書（案）が監査対象となっている。本監査は5月23日と24日に行い、事業報告については、「法令及び定款に従い、正しく表示していること」「理事の職務遂行に不正又は違反はなかったこと」、決算については、「適正に表示していること」について説明があった。

**山崎議長**            それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

**荒川評議員**        喜多見の荒川です。まず、令和5年度事業報告書1ページのはじめにという文言の中で下から4行目に「令和6年度になっても、原油価格や電気料金を含む物価の高騰が続き、住民生活に大きな影響を及ぼしています」というこの2行は5年度の事業報告に本来使用すべき文言ではないと私は思います。

あわせて、原油価格は高騰が続いています。そしてご存知の通り年内いっぱい原油価格については補助を続けるということも言われており、電気料金についても、夏場は補助を出すという話もありますので、この文言は5年度の事業報告の初めに述べるべき文言ではないとも私は思います。

次に、2ページの会費の件について「社協会員会費は、特別会員や法人会員には払込取扱票をお送りして協力をお願いした」とありますが、令和4年度では全ての特別会員や法人会員に対して個別に払込取扱票を郵送等でお渡しをしたのかという点についてお伺いしたいです。また、そのような方法をとったことによる前年度との会費額の増減比率についても教えていただけますでしょうか。

更にお聞きしたいことは、令和5年度決算報告概要書3ページ表2の下の一項目、「大口の遺贈寄附や100万円を超える一般寄附が3件あった」とありますが、これは同じ資料の5ページ表5の下に記載のある199万円の遺贈寄附のことを指しているのかということと、100万円を超える3件の一般寄附の総額と、寄附の申し出があった際、それを受けた際の本会職員はどのような対応をされているのかも教えていただきたいです。なぜならば、寄附をされる方の思いは多様で「寄附の全額を世田谷区の社会福祉事業に対して使用していただきたい」という方もいれば、「自分が住む地域や地区の福祉活動のみに使用して欲しいという寄附者」といったような具合です。したがって、前者の思いで受けた寄附であれば、本部が一括して寄附を受取ればよいと思いますが、後者の場合においてはそのような使い方は出来ないかと思います。このような場合において「特別会費としてご寄附いただくことができれば、半分は本部の方で区全体の事業に使わせていただき、もう半分は当該地区の福祉事業に使うことは出来ますか」といった説明をされておられるのかといった点についても教えていただければと思います。

**長岡事務局長** 1点目のご質問について説明をさせていただきます。令和5年度の事業報告をさせていただくのは令和6年度時点となりますので、多くはありませんが、文中に令和6年度の状況を書かせていただいております。次に、原油価格や電気料金を含む物価の高騰の件、政府から補助金が出ているので影響はないのではないか、とのご意見でございますが、おっしゃるとおり補助金は出ておりますが、それはあくまで対象が原油価格や電気料金の負担軽減策でございますので、そのような背景も加味したうえでのあのような表記とした次第でございます。

**荒川評議員** 原油価格は今年度も同じだと思いますよ。今年度というか年内いっぱいというふうにはありますが、これもつい最近の話ではないでしょうか。おそらくこの文言をお書きになれた時には、まだそのような動きはなかったということですね。

**長岡事務局長** おっしゃるとおりです。ご意見は参考にさせていただきますが政府は負担軽減策としておこなっておりますのでそのような意味を踏まえて書かせていただいておりますこと、ご承知おき願います。

**雨宮総務課長** 続きまして会費の詳細の件ですが、現在、手元に資料がございませんので後ほどお調べをして回答させていただければと存じます。

**荒川評議員** 一点だけ、教えて下さい。全法人会員と特別会員に送られたのでしょうか。

**雨宮総務課長** 地区ごとにそれぞれ違う募集方法をとっておりますので、各地区担当と相談させていただきながら、送る地区と送らない地区を決めております。また、戸別訪問を実施すると決まっている場所についてはお送りをしないと決めた地区もございます。これらのことから全特別会員、法人会員に向けてお送りをしたということではございません。大口の遺贈寄附につきましては、荒川評議員のおっしゃるとおり5ページの199万円がそれに該当いたします。過去には1億9000万円のご寄附を頂戴したこともございますが、そちらが高額で今回の199万円が高額ではないとしてしまいますと、ご寄附して下さった方に対して非常に心苦しいので高額寄附と明記させて頂いております。また、100万円を超える一般寄附の総額は約700万円となっております。内訳は、500万円が一口、100万円が一口、110万数千円が一口となっております

次に、ご寄附を頂戴した際の本会職員の応対方法についてですが、どのような流れでご寄附をお受けしているかと申しますと、寄附金申込書を使用しヒアリングをしたうえでご寄附を頂く方と我々にとってお互いに良い方法でのご寄附をご提案させていただいております。もう少し具体的に申しますと、寄附金申込書にはどのような事業に対して使用してもらいたいのかを確認する項目がございます。たとえば、ミニデイであったり、高齢・障害者の支援、子育て支援といったようにという形でございます。

したがってこのような形で何に使用して欲しいかということをお聞きしたうえで「全額を私の住む地区で使って欲しい」というお申し出があった際は、そのお申し出は

お受けできない理由をご説明させていただいたのち、荒川評議員のおっしゃったように「会費として納入していただければ、納入いただいた額の半分以上を翌年度、ご希望地区の社会福祉活動に使わせていただくことが可能である」とご説明させて頂いております。以上でございます。

**山崎議長** 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**須藤評議員** 下馬の須藤と申します。今年度の会費についてお伺いします。会費募集の際にお配りをする広報物が以前とは違い新聞の様なものになり重量が増えたため、配る側から非常に重いとクレームが出ております。当該地区は高齢の方が非常に多いので、もし来年度、同じようなやり方をお考えでしたら改善していただけると助かります。

**金安事務局次長** ただいまのご指摘、ありがとうございます。一部からそのようなお声を賜っているのは事実でございます。須藤評議員がおっしゃられた広報物は「地域社協だより」のことかと存じます。これまでは各地域別にA4サイズで作成をさせていただいており、必要に応じて会費募集の資材として活用させていただいている地区、あるいは町会単位の圏域もあるということは承知をしております。

地域社協だよりは資材として活用していただくという部分もあることは確かではございますが、資材として使用していない地区もあります。このことから、地区社協の取り組みを中心に、地域・地区の活動の活きた生の情報を皆様に分かりやすくお届けしたいという思いからフルカラーにさせていただき、かつこれまでの各地域社協だよりですと、他の地域の取り組みがなかなか共有できないということもありましたので、今回、初めて全地域一括にしたタブロイド版として作成をさせていただいた次第でございます。

こちらにつきましては、会費資材として必須で使用していただきたいということでは決してございませんが、一部、これまで資材として地域社協だよりを使用させていただいていた地区に関しましては、例えば、回覧に載せづらいといったお声も届いておりますので、今後、ご意見を参考に検討いたしたく存じます。そして今回のタブロイド版地域社協だより作成の意図は、各地区の尊い取り組みを全区的に共有いただければということと、より情報を盛り込みつつも見てくれた方の視覚に訴えやすいフルカラーで、という事でございます。その上で、ひとつの近似値を取らせていただいたというところでございます。

いずれにいたしましても貴重なご意見でございますので、今後、事務局でしっかりと受け止めさせていただきます。誠にありがとうございます。

**山崎議長** 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**上田評議員** 松沢地区の上田でございます。今の件につきまして本部の方にお伺いをしたいのですが、全地区の活動を見たいという方が何人いらっしゃるのか。こちらの印刷物を作成するためにどの程度の費用がかかったのでしょうか。

私たちは暑い中、会費をいただいて歩いております。そのような労力を考えますといくら使ったのかご説明いただきたいです。

中に振込用紙が付いている点は非常に評価できると思いますが、どの程度効果があるのか、更には以前とは様式を変更したタブロイド版を作成した思いを教えてくださいませんか。

**金安事務局次長** ただいまの上田評議員からのご指摘でございますが、思いとうことでございますので、その思いをお伝えさせていただきます。

地域福祉の推進ということで各地区というのが身近な生活圏域として大変重要になることを私どもは承知しております。その一方で世田谷区社会福祉協議会、あるいは、そちらに関わっておられる、本日お越しいただいている評議員の方々をはじめ、地域の皆様に、A という地区だけでなく、B, C, D, あるいは Z という地区の情報を共有していただいて、そして、「このような取り組みはすごくいいね」というようなことだったり、「こういうやり方をしているんだね」というようなことを、お互いに、地区ごとに、共有していただきたいという思いがございます。

更にもうひとつ、繰り返しにはなりますが、会費の資材という部分だけではなく、全区の共通版ということで今回は作成をさせていただきました。したがって来年度、軽々には申し上げることはできませんが、会費募集の資材用に今回のタブロイド版とは別に簡易なものの作成ということも視野にいれながら検討して参りたいと存じます。繰り返しになりますが、地域福祉は身近な生活圏域というのが文字どおり地域共生社会のひとつの方向性であることは承知をしておりますが、社協活動という点で、情報を共有というものも一方では大切だと私どもは考えております。以上でございます。

**山崎議長**                    その他ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第1号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。  
(拍手により全員賛成)

**山崎議長**                    議案第1号は原案のとおり承認いたしました。



## (2) 報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

- ①令和5年度事業報告について（議案第1号と合わせて報告） 長岡事務局長
- ②予算の流用について 雨宮総務課長
- ③社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定について 雨宮総務課長
- ④社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正等について 雨宮総務課長

**山崎議長** 事務局からの説明が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。

**荒川評議員** 夏季休暇の件、非常勤職員の規定に休暇の取得日数が記載されているのでしょうか。もしくは単年度ごとに決める等の別途定めた理由があるのでしょうか。高齢者職員の規程についてですが、こちらの対象年齢は何歳以上の方を基準としているのか教えていただけますでしょうか。

**雨宮総務課長** 最初に、高年齢者職員の件についてご回答させていただきます。こちらは60歳以上となっており、65歳に達するまでの5年間に於いて単年毎の契約で更新できる内容となっております。次に、非常勤職員（地域福祉支援員・専門員）の夏季休暇の件についてですが、本会地域福祉支援員・専門員執務規程の別表第1（第24条関係）の休暇の名称、事由と時間等に原則として日を単位とすると明記しており、具体的な日数としては、16日勤務の者は4日、12日勤務の者は3日、10日勤務の者は2日と定めおります。なお、これまで規程改正の際は説明資料の中に改正後の規定を全文掲載しておりましたが膨大な頁数になりますので、紙資源の削減ということも含め全ページ掲載していないことご不便をおかけいたしますが、ご理解願います。

**荒川評議員** 会計年度職員に準じた考え方になっているということによろしいでしょうか。

**雨宮総務課長** おっしゃる通りです。

**山崎議長** 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**荒川評議員** 30万円ルールについてお伺いしたいのですが、前回か前々回に質問をした際、法的根拠や規約はないということだったと思います。であれば、この30万円ルールそのものを無くしていただけないでしょうか。参考までに申し上げますと令和5年度会員会費実績において喜多見地区が今回初めてトップになりました。これは先ほどの決算の際にも質問をしたことにもつながります

が、当該地区にお住まいの方が喜多見の社会福祉事業に使ってもらいたいというお申し出があったことに起因します。本件は、本部とも相談をした結果、本部への一括寄附ではなく、特別会費の扱いとしていただきましたが、この30万円ルールがありますと、余剰分を約1年後に本部に返さなければならないことになり、寄附者の意思に反するものになってしまうとも捉えられかねませんのでご検討いただきたくお願いいたします。

**雨宮総務課長** 今後、事務局で話し合い評議員の皆様にもお諮りしたいと考えております。30万円ルールにつきましては地区社協設立のときからこのルールで運用して参りましたが時代も刻々と変化しておりますので、新たな考え方をもちつつ進めていきたいと事務局も考えております。またご相談をさせていただきたく存じます。ご質問ありがとうございました。

- |  |          |
|--|----------|
| ⑤役員等賠償責任保険契約の決定について                    | 雨宮総務課長   |
| ⑥社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員の選任について | 雨宮総務課長   |
| ⑦第22回地域福祉推進大会について                      | 山本連携推進課長 |
| ⑧令和5年度世田谷区社会福祉協議会会員会費の実績について           | 雨宮総務課長   |

### (3) その他

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

- ①CSW 実践報告集～「参加支援」による地域づくり～について
- ②「5分でわかる！世田谷区社会福祉協議会」リーフレットについて
- ③令和6年度事業計画・予算書（冊子）の配布について
- ④令和6年度理事会・評議員会等スケジュールについて

**山崎議長** 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしました。以上が、皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

## 9. 閉会

以上をもって議事を終了したので午後3時40分に議長が閉会を宣し、解散した。上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和 年 月 日  
署名人

令和 年 月 日  
署名人

令和 年 月 日  
署名人